

沈 潔 著

## 『「満洲国」社会事業史』

ミネルヴァ書房 1996年 xvii+323+22ページ

井 村 哲 郎

## I

「満洲国」(以下、満洲国)研究は、現在では、教育、文学、映画、写真、音楽などの文化についても、また、中国東北近現代史の視角からも行われるようになった。中国でも、長春の東北淪陷十四年史総編室を中心に精力的な研究が取り込まれ、成果が公刊されている。もちろん、満洲国研究のなかで、現在なお研究対象とすべき、あるいはさらに深めなければならない領域も多い。そのなかでもっとも立ち遅れているのが社会研究である。その一因は、中国東北地域は、中国人、朝鮮人、満族など少数民族、白系ロシア人などからなる多民族社会であり、そこに日本人が植民者あるいは統治者として入り込んだという複雑な社会構造を解明することに困難が伴うこと、また傀儡国家満洲国における日本の統治が、どこまで中国東北社会に浸透することができたのかを実証することがきわめて困難なところにある。

満洲国の統治が、社会の末端にまで入り込むことができなかつたことは、さまざまな資料や関係者の回想などから推測される。しかし、現在のところ、地方行政制度や県中央の官吏について研究されているだけで、地方統治や社会構造の実態解明にはほど遠い。さらに、満洲国の統治・支配に重要な役割を果たした協和会などについても、その末期にいかなる活動を行ったかは明らかにされていないのである。

本書は、こうした状況の中で満洲国における社会事業の実態分析をめざした、初めての本格的な研究成果である。本書で分析されている「満洲」(以下、満洲)社会事業の動向と問題点は、これまで本格的

に検討されたことはなかつた。この点で、本書の著者沈潔氏の意欲的な意図は高く評価される。今後、個別の部門では新資料の発掘に伴って、より詳細な研究が生まれる可能性はあるが、満洲国の社会事業全体を扱う研究として、本書を超える成果を生み出すのは容易な作業ではないであろう。こうした本格的な社会事業研究に取り込まれた著者に敬意を表したい。なお、本書は、日本女子大学大学院社会福祉学科に提出された博士論文をもとに執筆・刊行されたものである。

## II

まず、本書の構成と内容を簡単に紹介する。

序 章 日本植民地社会事業への歴史的反省

第1章 「満洲国」社会事業植民地政策の策定過程

第2章 「満洲国」社会事業行政の展開および機能

第3章 満洲における社会事業団体の構図

第4章 農村と都市の社会事業

第5章 戦時厚生事業

終 章 中国本土と「満洲国」社会事業の関連

巻末に参考文献目録、西暦・和暦・「満洲国」暦対照表、年表、索引が付されている。

序章では、問題意識、研究目的と意義、先行研究、利用資料と用語が述べられる。ここでのもっとも重要な点は、歴史の連続性を、満洲社会事業についても実証したいという著者の意志である。

第1章では、まず第1節で後藤新平の「文装的武備論」にふれて、後藤の思想が満洲国の社会事業に色濃く影響していることを主張し、ついで、第2節で日満社会事業一体化政策の策定として都合3回開催された日満社会事業大会にふれ、満洲国社会事業の日本人官僚による内部統制の強化を、第3節では、東亜新秩序論と東亜社会事業連盟論を検討する。

第2章では、関東州社会事業行政の沿革を述べたあと、満洲国の社会事業行政とその機能を、創立期(1932~37年)、整備期(37~39年)、厚生期(40~

45年)の3期に分けて、その理念と事業実態を分析し、第3節では中央社会事業連合会の創立と役割を検討する。

第3章では、中国人、日本人、欧米人の経営する社会事業団体に分けて、それぞれの活動内容と特徴をまとめる。

第4章では、義倉(中国に古くからある救荒・備荒制度)、関東州の方面委員制度、満鉄の福祉委員制度、満洲国の隣保委員制度についてその由来、構成、活動内容を分析したあと、それぞれの委員制度を比較分析する。

第5章では、アジア太平洋戦争下で強化された、医療行政統制、健民政策、軍事援護について分析する。

終章では、中国本土の社会事業と満洲国の社会事業の特徴に触れ、それぞれの特徴をまとめる。全体として満洲国の社会事業は、満洲事変、日中戦争、アジア太平洋戦争とつづく戦時下の国民動員の一環であったという基調で執筆されている。

本書は、満洲国の社会事業の歴史を、ほぼ建国時期、日中戦争開始以降、アジア太平洋戦争開始以降の3期に区分して、その制度、特徴、実態を総合的に分析した初めての研究書である。使われている資料は比較的利用の容易なものもあるが、著者が述べるように、探し出すことの容易でない雑誌論文などの資料を丹念に集めて分析している。

満洲国の社会事業に関する一次資料である公文書は、日本敗戦前後の処分によって、日本でも中国でも現存するものはほとんどない。満洲国中央の諸施策を検討するためさえ、残された日本側資料や法令、二次的な資料である公刊された新聞・雑誌やパンフレットなどを探るしかない。それらを集成してまとめ上げるために非常に労苦を要したことは容易に推察できる。この意味で、史料の博搜も含めて、本書を執筆された著者の労は多とされる。

本書には、3回にわたって行われた日満社会事業大会の満洲国社会事業における位置づけ、満洲国赤十字社の成立経緯とその実際の活動、満洲国における義倉の役割など、これまでほとんど検討されたことのない事実が体系的に提示されている。また、

1939年の組織改正によって、満洲国民生部に労務司がおかれ、労務動員を取り扱うようになったこと、42年には国民勤労奉公局が設置されたことなど、戦時体制下における労務動員政策も含めて、戦時下の社会事業の持った意味を詳細に検討している点も、評者には納得いくものであった。関東州の方面委員、満鉄の福祉委員、満洲国の隣保委員の比較検討にも大変興味深いものがあつた。満洲国期の社会事業を検討する際には、労働統制、労務動員、労働者の生活状態もあわせて取り上げられる必要があるが、その点でも、著者が、社会福祉事業だけでなく、広く社会事業を検討しようとしていることが窺われ、妥当であると考えられる。

### III

すでに触れたように、今後本書を超える満洲国社会事業史を編むのは容易なことではない。それだけに、本書の主要論点や資料操作において、評者が疑問を持った箇所を指摘しておくべきであろう。

第1は、本書の対象範囲の問題である。本書は、『「満洲国」社会事業史』と題されているが、関東州の社会事業も含めて検討されている。これは、ひとつには、戦前期においては、満洲国が取り上げられるときには、必ずと言っていいくらいに、関東州も含めて検討されていた事実の反映であろうし、また、著者が、関東州も満洲国も同じく中国東北における日本の植民地であったという観点にたっているためであろう。しかしこの結果、満洲国は日本が植民地にはできず、まがりなりにも独立国の形を付与せざるをえなかった傀儡国家であり、関東州は租借地であるという、性格の違いから生じる個々の施策の微妙な相違を解明することに、必ずしも成功しなかったように見える。著者も随所で指摘している、関東州の社会事業では日本人向けのものがほとんどであったという事実も、関東州庁や関東庁が租借地経営のための本国の官庁であったということによっている面が強い。もちろん、著者の観点は一貫しており、満洲国と関東州の社会事業を並べて扱ったことにより、読者が満洲社会事業の全体像を描きやすいとい

う利点もあるため、こうした扱いを必ずしも否定するわけではない。

しかし、このように満洲国と関東州を一体としてとりあげるのであれば、満鉄の社会事業、民国期の中国東北社会事業についても本格的に取り上げるべきであったろう。

この点について著者は終章において「当時の満洲地方では、『満洲国』のシステム、関東州のシステム、満鉄のシステム、第三国のシステム、張作霖が残したシステム、そして中国共産党が民衆を組織して展開した社会事業活動が、同時に存在していて、複雑で立体的な交差関係を構成した」(304ページ)と指摘している。このうち中国共産党については、1945年以降の東北解放区および新中国成立以降のことになるためにおくとしても、満洲国社会事業前史としての張作霖・張学良政権、および一部満洲国期にも併存した満鉄の社会事業については、本書において本格的に取り上げられる必要があった。

満鉄の行った社会事業制度でまともに取り上げられているのは福祉委員であるが、それ以外についての言及は少ない。満鉄は、満鉄沿線の鉄道付属地の経営を行い、地方経営という形で、住宅建設、病院経営・施療、衛生・防疫機関経営、社会施設経営、補習教育などを行っていた。これは植民地経営の一環であり、その相当部分が、関東州におけると同様、在住日本人向けであった。とはいえ、設立以来敗戦による解体まで社会事業を行っており、規模からしても関東州における社会事業を凌駕していた。たとえば、満鉄が経営し、1929年に財団法人となった大連医院の取扱い患者数は、36年度で合計77万5496人であった<sup>(註1)</sup>。これに対して、著者が取り上げている大連聖愛医院の患者数は35年度で19万余人(164ページ、なお、これは延べ人数であろう)であったことからみても、満鉄の行った社会事業の中国東北に占めた位置の大きさが理解できるであろう。第1次から第3次までの満鉄の社史<sup>(註2)</sup>には、付属地も含めて満鉄が行ったあるいは助成した社会事業が網羅的に取り上げられている。この点の掘り下げが、本書では弱いように見受けられる。

また、満洲国成立以前に東北を支配した張作霖・

張学良政権下での社会事業についても、義倉をのぞいて本格的な検討を欠いている。張政権下においては積極的な産業開発政策がとられたが、それにともなって、なお萌芽的なものであったかもしれないが、社会事業も行われた。この点については、東北防疫処と防疫条例が(254ページ)、また救済院、遊民習芸所、済良所などが触れられているが(101~104ページ)、張政権下での社会事業がいかなるものであったのかを全体的に検討し、東北の社会事業史が一覧できるような形で本書が編まれていれば、傀儡国家満洲国の社会事業の特徴がさらに浮き彫りにできたと思われる。

第2は、後藤新平の評価の問題である。後藤は、台湾総督府における経験を踏まえて、「文装的武備論」を唱え、日露戦争後の関東州と満鉄付属地という「植民地」における軍政を否定し、一種の「文化的統治」を唱えた。著者の指摘するとおりである。通常、この後藤の「文装的武備論」は、満鉄と関東州経営において言われるが、これに対して、著者は、満洲国の社会事業政策に後藤の「文装的武備」政策が継承されているとする。著者の力点のひとつであろう。しかし、この点は論証が不足しているために説得的でなく、また後藤の過大評価があるように思われる。著者が主張するように、満洲国期の社会事業に後藤の思想の影響とも見られる現象が存在するのは、日本の満洲国による中国東北支配が、武力だけでは不可能であり、文化的な装いをこらさざるをえなかったことの表れである。

後藤自身の個人的信念もあいまって、当時の国際関係を反映して、初期の満鉄は中央試験所における衛生研究や衛生課の設置、付属地経営などを重視した。この点についての後藤の影響は大きかったが、満洲国期に関していえば、後藤の影響によるものというよりも、満洲国が国際関係あるいは中国本土との関係を意識せざるをえなかったための(著者はこの点を29ページで指摘している)、そして傀儡国家であった満洲国が住民を掌握するためにとらざるをえなかった政策である。「文装的武備論」と「武治派」は「ただ植民地支配の手段と戦術上での視点が異なっているだけで」あったと著者はしているが

(25ページ)、そのとおりであろう。後藤の思想が満洲国社会事業政策に反映されているとするには、さらに実証が必要であろう。

第3に、協和会の役割の軽視である。協和会は、当初民意を反映させるために設立されたとはいえ、上位下達の民衆統治機関に変化した。協和会は社会事業団体ではないが、それでも協和会の記録には、満洲国地方住民の声がある程度生の形で表現されている。著者も強調する戦時動員強化という観点からであるとはいえ、婦人勤労生活の合理化や妊産婦や乳幼児保護などが議論されている<sup>(註3)</sup>。本書でいわれている「厚生期」にあたる、アジア太平洋戦争開始以降の時期の協和会は、満洲国社会事業に国民教化統一という一面ではあれ、一定の役割を果たしたことは間違いない。協和会のこの面での役割にほとんど触れるところがないのは惜まれる。

また著者は、満洲劳工協会の、奉天同善堂と並べて、伝統的民間社会事業団体とし(131ページ)、新興社会事業団体としているが(137ページ)、これは誤りである。満洲劳工協会は、伝統的なものではなく新興の社会事業団体でもなかった。満洲劳工協会は、著者も引用するとおり(138ページ)、満洲における華人労働者を統制し、満洲国にとってスムーズな労務統制を行うために1938年に設立された「労働行政補助機関」であり、実際には労働者統制を第一線で行った機関である。ただし、満洲劳工協会の業務には、労働者統制・動員という観点からの社会事業的側面があったことは事実である。満洲の労働問題を説明する当時の年鑑類によるまでもなく、労働問題には社会事業的側面がかならず存在する。著者が、満洲国中央の社会事業施策に触れて、民生部労務司や国民勤労奉公局について検討を加えているだけに、労務動員・労働統制の面に現れた社会事業的側面を具体的に検討する必要があったのではないかと。

第4に、興亜院が1939年に行った中国社会事業に関する調査の結果が、「かなり『満洲国』に対する植民地社会事業政策に実現されたと考えられる」と著者はしている(56ページ)点である。興亜院は、日中戦争下での対中国政策立案・実施機関であり、興亜院による、あるいは興亜院が委託した調査は、

日中戦争によって日本が支配した華北、華中においていかなる政策をとるべきかを明らかにしようとしていた。本書で取り上げられている「支那」社会事業調査もそのような観点の調査である。著者が言うように、それを含めて満洲国の社会事業に「実現された」とするのであれば、そうであったことの実証が必要である。もちろん、日本の社会事業家といわれる人たちが、いかに満洲国や華北や華中に進出し介入していったかは、本書に記されているとおりである。この点を、著者が詳細に追っていることは、正当である。

最後に、目次を見てもわかるように、著者は、満洲国の社会事業を時間軸で切るのでなく、政策、行政、団体、農村と都市というように「輪切り」にして論述している。この方法は、満洲国社会事業において何が問題であったのかを明らかにする点で有効であるが、逆にやむを得ないことではあるが、同一の事象を何度か描くという叙述の重複を招いた。

以下は、やや些末にわたる点である。

(1) 満洲国の社会政策を3期に分けて、最終期である1940年以降を「厚生期」と著者はしている(84ページ以降)。評者はこの用語になじみのないためもあるが、むしろ「戦時統制期」としたほうが、この時期の特徴をより把握しやすい表現であると考ええる。

(2) 後藤の文装的武備論を紹介するに際して、山田豪一著『満鉄調査部』、草柳大蔵著『実録 満鉄調査部』(中国語訳)を著者は利用している。両書とも、有益かつ興味を持って読めるものであるが、後藤の思想を紹介する際に、史料として生の形で引用していい種類のものであるとは思われない。オリジナルを利用すべきであったろう。後藤の思想を著者が重視するだけに惜まれる点である。

(3) 満洲国建国当初の満洲慈善団体の反日心理の高まりに対して、犬養毅外相の「支那福祉増進に全幅の同情と支持」を引用して、これをもって満洲の中国社会事業に対する基本方針であるとしている(130ページ)。しかし、引用されている部分からは、満洲事変後の中国東北における統治方針全般を示したものであるとしか読めないことを指摘しておきた

い。さらに、これは満洲国設立以前の発言である（1932年1月1日付『満洲日報』記事）ため、かりに結果として著者の言うように社会事業の基本方針にその後なったとしても、史料の扱い方としては正当ではない。1932年1月1日といえば、直後に関東軍の錦州爆撃、月末の第1次上海事件など謀略的な事件が続いた時期である。具体的な社会福祉事業方針を外相が年頭の談話で公表できるような時期ではなかった。

(4) 著者は、義倉が「『満洲国』政府および関東軍の重要な財源の一つになった」と結論づけているが（202ページ）、著者の論述から読みとれるのは、満洲国政府の社会事業助成費の財源となったということであり、関東軍の財源となったとは、この部分からは読みとれない。もちろん、義倉が日中戦争下における農民からの収奪の一環であり、そして、満洲国は関東軍によって「内面指導」されていたため、両者の相違を区別してはならないという立場はありうるが、その場合でも、やはり、史料を根拠にして論ずべきであろう。

(5) また、世界紅卍会総会、万国道德会、全国理善戒煙会が満洲国民間社会事業を支えていた「三大支柱団体」とされていたと著者は指摘しながら（123ページ）、世界紅卍会について詳しく触れるだけで、資料不足のためか、後2者の活動についてはほとんど触れていないことが惜まれる。

(6) 誤植と見られる箇所が散見されることも惜まれる。重要なものをいくつか例示する。1929年に設置された長春の救済院の経営者が新京特別市公署とされているのは（102ページ）、満洲国設立以降そうだったことの、また「碧山庄」（26、156～159ページ）は「碧山荘」の誤りである。また「ロシア人（白露人と呼ばれ、現在のペルシア人）」（177、180ページ）としている「ペルシア人」は不要、哈爾濱

俄難民救済会の設立年は、32年（表3-36）ではなく22年。「五族共和」（223、224、249ページ）は「五族協和」の間違いである。満洲国では「共和制」を意識させる「共和」という語を避けた。また、協和会について「日本側の関東州当局によって直接コントロールされ、特殊な地位に置かれた政治組織であり」（228ページ）としているが、関東州は関東軍の誤りであろう。協和会は満洲国の組織であり正式名称は満洲帝国協和会、関東州によってコントロールされたことはない、などである。

#### IV

すでに記したように、本書は、満洲国社会事業に関して初めて全面的な検討を試みた点、そして満洲国研究において最も遅れていた領域の1つを開拓した点に、最大の価値を見いだせる。この結果、満洲国期研究に大きな刺激を与える著作となった。前節末で触れた細かな疑問点は、本書の価値を低める瑕疵ではない。また、著者の真意とは異なる批判点を掲げたかもしれない点は、評者の力不足によるものであり、お許しいただきたい。最後にこの本格的な満洲国社会事業史を編まれた著者に、改めて敬意を表したい。

（注1）南満洲鉄道株式会社『南満洲鉄道株式会社第三次十年史』大連 1938年 2262ページ。

（注2）南満洲鉄道株式会社『南満洲鉄道株式会社十年史』大連 1919年／南満洲鉄道株式会社庶務部調査課編『南満洲鉄道株式会社第二次十年史』大連 南満洲鉄道株式会社 1928年／南満洲鉄道株式会社『南満洲鉄道株式会社第三次十年史』。

（注3）満洲帝国協和会『第十一回全国聯合協議会記録（日文） 康德十年九月自二十五日至二十九日』1943年 90～103ページ、参照。

（アジア経済研究所地域研究部主任調査研究員）